

静岡県と日本郵便株式会社との包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な相互連携により、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、県民が安全・安心に暮らせる環境づくりと、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関する事
- (2) 観光の振興に関する事
- (3) 県民生活の向上や環境の保全に関する事
- (4) 県政の情報発信に関する事
- (5) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関する事
- (6) 文化・芸術・スポーツの振興に関する事
- (7) 県産品の販路拡大や地産地消の推進、地域産業の振興に関する事
- (8) 健康増進、子育て家庭・高齢者・障害のある方への支援に関する事
- (9) その他、県政の推進や住民サービスの提供に関する事

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（秘密情報の保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく取組において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成30年12月3日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号  
静岡県知事

川崎平吉

乙：東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー  
日本郵便株式会社  
代表取締役社長兼執行役員社長

横山邦男